


■善意銀行 随時 原則毎月第2金曜日 10時~11時30分 障害者ふれあいセンター フリードリンク100円
■福社会費 毎年6月 共同募金 毎年10月1日~12月31日 歳末助け合い募金 毎年12月 いつもあたたかいご協力ありがとうございます

■暮らしの法律相談・弁護士相談 原則毎月第2木曜日13時~15時 障害者ふれあいセンター 前日正午までの予約要(先着4名) 079-492-8668まで
■暮らしの法律相談・司法書士相談 原則毎月第1・3木曜日13時30分~14時30分 予約不要(第1木)総合福祉会館(第3木)母里福祉会館


善意の預託ありがとうございました

(令和3年8月受付分)

氏名(敬称略)	金額	内容
金銭寄附		
ADEKA労働組合	¥20,000	寄附
和田無人販売所	¥14,200	寄附
匿名	¥3,000	寄附
氏名(敬称略)	物品	内容
物品預託		
匿名	米45kg	寄附
匿名	米30kg	寄附
匿名	介護用品60点	寄附
旭食品株(写真①)	食品25kg	寄附
北谷 太	マスク5箱、消毒液3個	寄附
匿名	米18kg	寄附



▲写真① 旭食品株からのお菓子を「こち」主催の「こちde過ごすなつやすみ2021」に提供させていただきました。(R3.8.19国岡公会堂)




▲後日子どもたちからお礼の手紙が届きました。

VOICE 善意銀行では、毎月継続してご寄附して下さる方も多くいらっしゃいます。あたたかいご寄附に感謝申し上げます。


~「キモチをカタチに」~

善意銀行でお預かりした金銭や物品は町内の福祉に活用します


わだい




8/2(月) ありがとうごさいました コープこうべ第6地区本部様より無洗米をいただきました。町内のお困りの方への支援に活用させていただきます。



9/3(金) 社会福祉士を目指しています 実習生(大学生2名)が朗読ボランティアの活動に参加させていただきました。声で情報を届ける活動について話を聞くことができました。



9/2(木) 9月は防災月間でした 危機管理課の方から「稲美町の災害対応」をテーマにお話を伺い、そのあと情報交換しました。役場への地震計設置や関係団体との協定締結、ハザードマップの見直しなど整備が進んでいることがわかりました。ただ、被災したときの救助には、近隣住民の力が何よりも大きかった、というデータがあります。その上に、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行った避難所運営や災害ボランティアセンターの設置など、まだまだ考えるべき点が多いのも確かです。これらをふまえ、社協でも災害ボランティアセンター運営マニュアルの改定をすすめていきます。



【災害ボランティアセンターとは】 災害時に設置され被災地でのボランティア活動を円滑に進めるための拠点です。被災した地域の社会福祉協議会、日頃からボランティア活動に関わっている人たち、行政が協働して担うことが多いです。被災地のニーズの把握やボランティアの受け入れ、調整などを行います。

社協のつづき 終わりが見えてこないコロナ禍の生活、無観客のオリンピック、パラリンピック開催とかつては想像したことのない状況が次々に起き、気持ちが晴れない日々ですね。しかし真っ直ぐな眼で参加する選手の姿を見て、こちらを力ももらえたような気がして清々しい気持ちになりました。また自身の子ども達も制限の多い生活の中でも楽しみを見つけ、前向きに過ごしている姿を見ると、「前向きであること」の強みや大切さを改めて感じる今日この頃。きっとコロナ禍が明ける頃には小さな幸せに感謝できる自分がいると信じて頑張ります。(K.K)

社協だより

ひとりぼっちをつくらぬ地域づくり

No.301 10月 2021

お知らせ 弁護士相談のご案内

10月21日(木)
13:00~15:00
第3木曜日に変更となっています

11月11日(木)
13:30~15:30
時間が変更となっています

※通常は、原則毎月第2木曜日 13:00~15:00
前日12時までの予約要
障害者ふれあいセンターにて

募集 10/20(水)10~12時

1日ボランティア募集 稲美町役場前での作業
土の入替え作業と一緒にして下さる方を募集しています♪酒樽を活用したプランターが11基あります♪

ボランティアグループ
【花一輪まちづくりの会】
花はこころを豊かにします。一緒に花を飾る活動をしませんか

活動場所) 役場前(国岡1-1)
活動内容) 花苗の育成、除草、水やり、土の入れ替えなど
定例会) 毎月第4木曜日13:30~16:00

職員募集 応援します 住み慣れた稲美町で暮らしたい

訪問介護職員(非常勤職員)

採用日: 随時
仕事: 利用者宅での訪問介護業務
資格: 介護職員初任者研修(旧ヘルパー2級)以上、介護業務の経験があれば尚よし 普通運転免許(AT車限定可)
賃金: 生活援助(60分)時給1,250円(試用期間3か月1,000円) 身体介護(60分)時給1,700円(試用期間3か月1,360円) 処遇改善手当別途支給 訪問交通費1回300円
時間: 9:00~18:00の間の2~5時間程度
勤務地: 訪問介護事業所スマイル173

【問合先】
稲美町社会福祉協議会 ☎079-492-8668

介護職員(非常勤)

採用日: 随時
内容: 介護業務
仕事: 中重度要介護者や自宅療養されている重症心身障がい児(者)が1日に1~4人通所する事業所での介護業務
資格: 介護職員初任者研修(旧ヘルパー2級)以上、普通運転免許(AT車限定可)
賃金: 時給980円(試用期間3か月930円) 処遇改善手当別途支給
時間: 9:00~16:00、時間・日数は応相談
休日: 土日祝
勤務地: 療養通所介護事業所ひだまり畑

看護職員(非常勤)

採用日: 随時
内容: 看護・介護業務
仕事: 中重度要介護者や自宅療養されている重症心身障がい児(者)が1日に1~4人通所する事業所での看護・介護業務
資格: 正看護師、普通運転免許(AT車限定可)
賃金: 時給1,500円(試用期間3か月1,200円)
時間: 9:00~16:00、時間・日数は応相談
休日: 土日祝
勤務地: 療養通所介護事業所ひだまり畑

運動期間 10月1日～12月31日

赤い羽根共同募金運動

じぶんの町を良くするしくみ

共同募金運動は、戦後間もない昭和22（1947）年に、「国民たすけあい運動」として始まりました。

当初は、戦後復興の一助として、被災した福祉施設を中心に支援が行われ、その後、法律（現在の「社会福祉法」）に基づき、地域福祉の推進のために活用されてきました。

社会の変化のなか、共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援する、「じぶんの町を良くするしくみ」として取り組みが進められ、平成28（2016）年に創設70周年を迎えました。

共同募金のシンボル＝「赤い羽根」を使うようになったのは、第2回目の運動からです。

「赤い羽根」は、寄付をしたことを表す「共同募金」のシンボルとして、幅広く使われています。

「赤い羽根」には「たすけあい」「思いやり」「しあわせ」の意味が込められています。

また、平成24年度から兵庫県共同募金会マスコット「あかはねちゃん」が誕生しました。

あかはねちゃんは、大きな赤い羽根を持って県内で共同募金のPRを行っています。



あかはねちゃん
©兵庫県共同募金会

令和2年度 共同募金のつかいみち

	配分事業（団体）	配分金（円）
ボランティア講座・研修	・手話入門講座	213,220
交流事業	・聴覚、視覚障がい者交流会	9,290
啓発事業	・社協だより発行 ・福祉教育指定校事業（小学校、中学校、保育園）	2,179,600
団体助成事業	・障がい者団体等5団体へ助成	350,000
	・ボランティアグループ等23団体へ助成	1,197,360
その他	・ひとり親家庭小学校入学祝	768,530
	・コロナ川柳等記念品代	
	・次年度繰越金	
合 計		4,718,000



▲天満南小学校 福祉教育
パラリンピック競技について学びました



▲天満東小学校 福祉教育
命の学習
思いやりや命を大切にする心を育みました



▲天満小学校 福祉教育
SDGS 世界の食を学び食について考えました



▲稲美中学校 福祉教育
インスタントシニア体験
高齢者の生活や認知症への理解を深めました



兵庫県内でお寄せいただいた共同募金の約80%（県平均）は、各市区町の社会福祉協議会や小地域のさまざまな福祉活動団体などに助成しています。残りの約20%は、県内の社会福祉施設の整備や県域で活動している団体などに助成し、大規模災害に備えるための準備金としても積み立てられます。集めた地域のみならず、「兵庫県を良くするしくみ」として、みなさんの身近なところで役立てられています。

www.akaihane.or.jp

●赤い羽根データベース「はねと」をご覧ください。

編集発行／問合せ・申込) 社会福祉法人 稲美町社会福祉協議会

〒675-1105 兵庫県加古郡稲美町加古4369-3 障害者ふれあいセンター1階

TEL079-492-8668 FAX079-492-9170 Eメール inami-shakyo@bb.banban.jp

(社協事務局 開館時間)月～土(日祝以外) 8:30～17:15

※社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき、すべての市町村に設置されている住民の立場から福祉を推進する団体です

編集発行／問合せ・申込) 社会福祉法人 稲美町社会福祉協議会

〒675-1105 兵庫県加古郡稲美町加古4369-3 障害者ふれあいセンター1階

TEL079-492-8668 FAX079-492-9170 Eメール inami-shakyo@bb.banban.jp

(社協事務局 開館時間)月～土(日祝以外) 8:30～17:15

※社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき、すべての市町村に設置されている住民の立場から福祉を推進する団体です

■ほっとファミリー(認知症を学ぶ会) 原則毎月第4木曜日10時～12時 障害者ふれあいセンター 1079-4002-8779まで

■介護相談・認知症相談 相談随時 原則毎月第4金曜日10時～12時 障害者ふれあいセンター

■相談支援事業所(町内在住の障害をお持ちの方の自立支援について) 相談随時 原則毎月第2水曜日10時～12時 障害者ふれあいセンター 1070-2289-3620まで